附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）別紙様式第一号㈠及び㈡の規定は、令和六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

第三条　新農協法施行規則別紙様式第六号㈠（第14に係る部分を除く。）、別紙様式第七号㈠、別紙様式第八号㈠（第11に係る部分を除く。）、別紙様式第九号㈠及び別紙様式第十号㈠（第11に係る部分を除く。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

第四条　新農協法施行規則別紙様式第六号㈠（第14に係る部分に限る。）、別紙様式第八号㈠（第11に係る部分に限る。）及び別紙様式第十号㈠（第11に係る部分に限る。）の規定は、令和五年四月一日以後に開始した事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。